

国名
クロアチア
在外公館名
在クロアチア日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月23日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<ul style="list-style-type: none"> ・クロアチアに個人使用目的で医療用の麻薬又は向精神薬を持ち込もうとする場合には、英語又はクロアチア語による医師の処方せん、病歴証明、診断書を入国時に所持していることが必要になる。持ち込める量は5日分まで。 ・その他の医薬品の場合には、英語又はクロアチア語による病歴証明、診断書を入国時に所持していることが必要になる。持ち込める量は30日分まで。 <p>（参考）必要書類や要件等が掲載されたホームページ（クロアチア語） https://carina.gov.hr/pristup-informacijama/propisi-i-sporazumi/carinsko-zakonodavstvo/najcesca-pitanja-i-odgovori-3529/cesta-pitanja-u-putnickom-prometu/smijem-li-unositi-lijekove-u-republiku-hrvatsku-2266/2266?impaired=0 </p>
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ
参考情報
<ul style="list-style-type: none"> ・クロアチアで「麻薬」や「向精神薬」として扱われている薬物等の一覧が掲載されているホームページ（クロアチア語） https://narodne-novine.nn.hr/clanci/sluzbeni/2019_02_13_259.html